

平成 21 年 6 月 8 日

日本学術振興会特別研究員(グローバルCOEプログラム)公募

名古屋大学大学院文学研究科グローバルCOEプログラム「テキスト布置の解釈学的研究と教育」では、次のとおり特別研究員を募集します。

職名・人員

日本学術振興会特別研究員(グローバルCOEプログラム) 1名

職務

本グローバルCOEプログラムに沿った研究

応募資格

日本学術振興会特別研究員 DC 1、DC 2 に準ずる。別紙を参照のこと。

採用期間

DC 1：平成24年3月31日まで

DC 2：平成23年3月31日まで

提出書類・応募方法

- (1) 特別研究員(グローバルCOEプログラム)申請書[兼申請カード]
(Word形式、またはPDF形式)

www.gcoe.lit.nagoya-u.ac.jpよりダウンロードして使用。

- (2) 主要業績3点、及びそれぞれについての400字程度の要旨。
- (3) 提出先

持参により次の場所に提出。

〒464-8601 名古屋市千種区不老町

名古屋大学文学研究科GCOE事務室(文学部棟131室)

「日本学術振興会特別研究員(グローバルCOEプログラム)応募書類在中」と朱書

- (4) 受付期間：平成21年6月11日(木)～平成21年6月17日(水)午後4時30分まで
- (5) 結果発表予定：平成21年6月22日(月)

＊＊「別紙」に記載の受付期間および提出先は、上記の情報に読み替えて下さい。＊＊

注意事項

- (1) 応募書類は返還しない。
- (2) 選考過程において追加的な業績の提示と、面接を求める場合がある。
面接に必要とされる費用は本人負担となる。
- (3) 問合せ先：名古屋大学文学研究科グローバルCOE事務室
bureau@gcoe.lit.nagoya-u.ac.jp

その他：名古屋大学文学研究科は男女共同参画推進に取り組んでいます。

日本学術振興会特別研究員（グローバル COE プログラム）の補充採用について

1. 特別研究員（グローバル COE プログラム）候補者の推薦

大学院博士課程在学者で、優れた研究能力を有し、グローバル COE プログラムに選定された研究拠点で、主体性をもって研究する者を推薦願います。

2. 被推薦資格

- (1) 被推薦資格は、平成 21 年度採用分特別研究員募集要項の「5. 申請資格」の(1)または(2)に準ずる者としします。年齢・在学年次については、採用年度の 4 月 1 日現在が基準となります。
ただし、特別研究員（グローバル COE プログラム）については、採用開始日において博士課程に標準修業年限を超えて在学することになる者も DC 2 として推薦できます。
- (2) 過去に日本学術振興会特別研究員（以下「一般の特別研究員」という。）及び特別研究員（21 世紀 COE プログラム）に採用されたことのある者を、推薦することはできません。（今後、特別研究員（グローバル COE プログラム）採用者も、同様の扱いとなります。）
- (3) 原則として過去に一般の特別研究員に申請し、不採用となった者を推薦することはできません。
ただし、その後の研究業績等を勘案し、推薦することを学長が相応しいと判断する場合はこの限りではありません。この場合、別紙「選考結果報告書」の「5. 選考理由」欄に一般の特別研究員に申請した当時よりも優れた点（研究計画、研究業績等）を具体的に記述してください。
- (4) 現に研究拠点形成費補助金等で支援されている者についても推薦することは可能ですが、重複して当該助成を受給することはできません。

3. 留意事項

(1) 採用数

各研究拠点が推薦できる人数は、1 拠点につき 1 名ですので、既に採用されている者の採用期間満了や中途辞退した場合にのみ補充採用することができます。1 拠点につき同時に 2 名以上を採用することはできません。

また、被推薦者の選考に当たっては、学内のみならず、公募（ホームページ等）により募集し、選考委員会等による公正な審査のうえ、候補者を推薦願います。

(2) 採用期間

DC 1 は 3 年度目の年度末、DC 2 は 2 年度目の年度末を限度とします。ただし、グローバル COE プログラムの事業が打ち切られた場合は、その時点で採用を中止します。また、事業期間を超えての採用はできません。さらに、採用期間が 12 ヶ月未満となる場合や採用開始日を 1 月～3 月とする場合の採用は行いませんのでご注意ください。

(3) 採用期間中に博士号を取得した場合の扱い

特別研究員（グローバル COE プログラム）として採用された者が、採用期間中に博士号を取得した場合（人文・社会科学の分野の者で標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した場合を含む。）は、当該年度に限り特別研究員-PDとして採用を継続し、当該年度末をもって採用を終了します。一般の特別研究員-DC 1、DC 2 とは取扱いが異なりますので、特にご留意願います。

(4) 受入研究者

受入研究者は、グローバル COE プログラム採択拠点のリーダーまたは拠点となる大学に所属する事業推進担当者としします。（注：受入研究者は採用される特別研究員- DC の学籍上の指導教員である必要があります。）

(5) 採用経験者の一般の特別研究員への申請について

特別研究員（グローバル COE プログラム）採用経験者は、一般の特別研究員-DC に申請する

ことは認められません。

なお、他の資格要件を満たす場合、一般の特別研究員-PD に申請することは可能です。

(6) その他、採用に係る取扱いについては、一般の特別研究員に準ずるので、採用後に配布する手引等を参照してください。

4. 研究奨励金

平成21年度の支給予定額は以下のとおりです。なお、奨励金の額については諸情勢により変更することがあります。

DC1、DC2：月額 200,000円

5. 研究費

科学研究費補助金（特別研究員奨励費）の応募資格が与えられます。ただし、採用開始日が10月2日以降となる場合は、当該年度に応募はできません。

6. 提出書類及び提出部数

候補者を推薦する場合は、①、③については候補者が、②については受入研究者(指導教員)が作成し、拠点リーダーが作成した④を添付し、大学事務局で取りまとめて、提出願います。

① 特別研究員申請書〔兼申請カード〕・・・原本1部、写し2部 (A4判、両面コピー)

② 現在の受入研究者の評価書・・・原本1部、写し2部 (A4判、両面コピー)

[注：評価者において原本及び写しを作成し、これらを併せて封筒(角2)に入れ厳封してください。]

③ 特別研究員申請カード(①の1、2ページ目の写しを正本とします)・・・1部 (A4判、両面コピー)

④ 各拠点が候補者を決定した選考理由・過程等を記した「選考結果報告書」・・・1部 (A4判)

※申請書等の電子ファイルを、各拠点大学の特別研究員事務担当者(研究者養成事業の電子申請システム機関担当者)あてに、電子メールにより別途お送りします。

また、申請書は一般の特別研究員に準じた形で作成願います。また、分科・細目コード表等は、本会ホームページをご覧ください。(http://www-shinsei.jsps.go.jp/topyousei/chordlist.html)

なお、特別研究員(グローバルCOEプログラム)は、電子申請システムによる受付はしていません。

7. 審査方法

本会の特別研究員等審査会において、書類選考により行います。

8. 受付期間

(1) 平成21年4月1日からの補充採用候補者を推薦する場合、平成21年2月16日(月)までに必要書類を提出してください。

※ 特に、現在拠点にて採用中の特別研究員(グローバルCOEプログラム)が、平成21年3月に博士取得等により採用期間が終了する見込みの者となっている場合、上記締切日にご留意願います。

※ 現在採用中の者が年度末博士取得等により特別研究員を中途終了した場合の補充採用を予定しているが、提出期限までには博士取得等見込の状況が確定できない場合は、年度末博士取得等により特別研究員を終了する予定として、申請書類を提出してください。もし、その後、現在採用中の者が博士取得等できずに、引続き採用を継続することとなった場合は、当該補充採用の申請取下げの手続きを行っていただきます。

(2) 平成21年5月以降からの補充採用候補者を推薦する場合は、採用予定月の3ヶ月前の月末までに必要書類を提出してください。

例 平成21年5月1日からの採用の場合、提出期限は平成21年2月27日
平成21年6月1日からの採用の場合、提出期限は平成21年3月31日

なお、採用期間については、上記3.(2)にご留意ください。

9. 採用辞退

やむを得ず、採用（内定含む）後に辞退することとなった場合は、本会所定の辞退願に必要事項を記入し、総務部研究者養成課に提出願います。

10. 申請書類提出先

〒102-8472 東京都千代田区一番町8番地

独立行政法人日本学術振興会総務部研究者養成課

特別研究員（グローバルCOEプログラム）募集担当

TEL：03-3263-5070（ダイヤルイン） E-mail：yousei2@jsps.go.jp

【参考】被推薦資格

（1）特別研究員・DC1（大学院博士課程在学者）

年 齢	採用年度の4月1日現在 ① 3年制又は5年一貫制の博士課程在学者：34歳未満 ② 医学、歯学又は獣医学を履修する4年制の博士課程在学者（次の③、④を除く）：35歳未満 ③ 法律（医師法（平成12年の法改正前）、歯科医師法又は獣医師法）に定める臨床研修を修了した者で、医学（次の④を除く）、歯学又は獣医学を履修する4年制の博士課程在学者：36歳未満 ④ 医師法（平成12年の改正法）により義務付けられた2年以上の臨床研修を修了した者で、医学を履修する4年制の博士課程在学者：37歳未満
在学年次	採用開始日現在、我が国の大学院博士課程に在学し、採用年度の4月1日において次のいずれかに該当する者（外国人も含む） ① 区分制の博士課程後期第1年次に在学する者 ② 一貫制の博士課程第3年次に在学する者 ③ 後期3年の課程のみの博士課程第1年次に在学する者 ④ 医学、歯学又は獣医学系の博士課程第2年次に在学する者 ※ ①～③において、採用年度の4月1日までに博士課程後期等に進学する予定の者を含む

（2）特別研究員・DC2（大学院博士課程在学者）

年 齢	採用年度の4月1日現在 ① 3年制又は5年一貫制の博士課程在学者：34歳未満 ② 医学、歯学又は獣医学を履修する4年制の博士課程在学者（次の③、④を除く）：35歳未満 ③ 法律（医師法（平成12年の法改正前）、歯科医師法又は獣医師法）に定める臨床研修を修了した者で、医学（次の④を除く）、歯学又は獣医学を履修する4年制の博士課程在学者：36歳未満 ④ 医師法（平成12年の改正法）により義務付けられた2年以上の臨床研修を修了した者で、医学を履修する4年制の博士課程在学者：37歳未満
在学年次	採用開始日現在、我が国の大学院博士課程に在学し、採用年度の4月1日において次のいずれかに該当する者（外国人も含む） ① 区分制の博士課程後期第2年次以上の年次に在学する者 ② 一貫制の博士課程第4年次以上の年次に在学する者 ③ 後期3年の課程のみの博士課程第2年次以上の年次に在学する者 ④ 医学、歯学又は獣医学系の博士課程第3年次以上の年次に在学する者 ※ ①～④において、博士課程に標準修業年限を超えて在学する者を含む